

用語の説明

★ 河川に関する用語

一級河川

「国土の保全または国民経済上特に重要な水系」である一級水系に係る河川のうち、国土交通大臣が指定した河川

二級河川

一級水系以外の水系で「公共の利害に重要な関係があるもの」に係る河川のうち、都道府県知事が指定した河川

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定した河川

水系

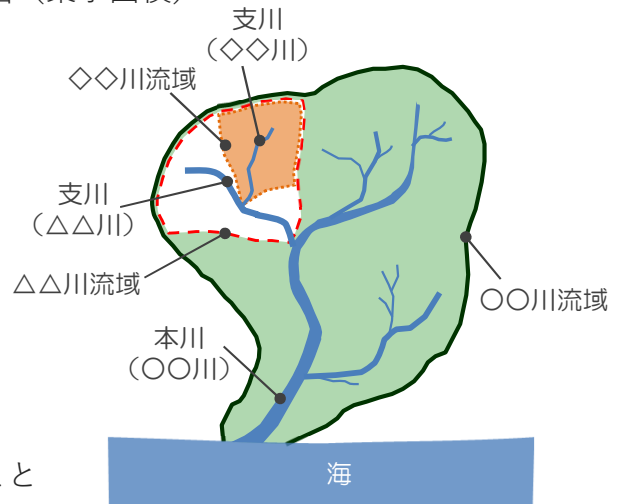
同じ流域内にある本川、支川とこれらに関連する湖沼を総称したもの

流域

その河川の流水となる雨水を集めてくる地域の範囲（集水面積）

本川・支川

流域内を流れる河川のうち、最も規模の大きい河川を本川（幹川、本流）といい、本川に合流する河川を支川という。



流量

河川を流れる一定時間あたりの水量のこと

感潮区域

潮汐の影響を受ける区間のこと

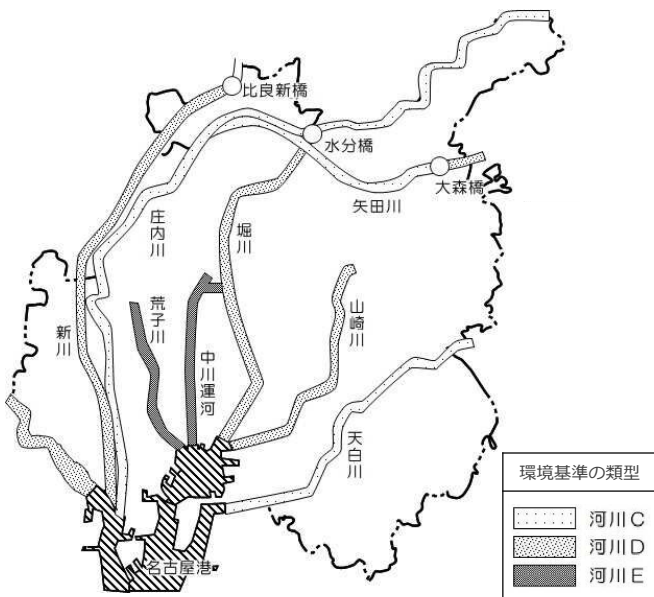
順流区域

潮汐の影響を受けず上流から下流へ流れる区間のこと

★ 水質に関する用語

環境基準

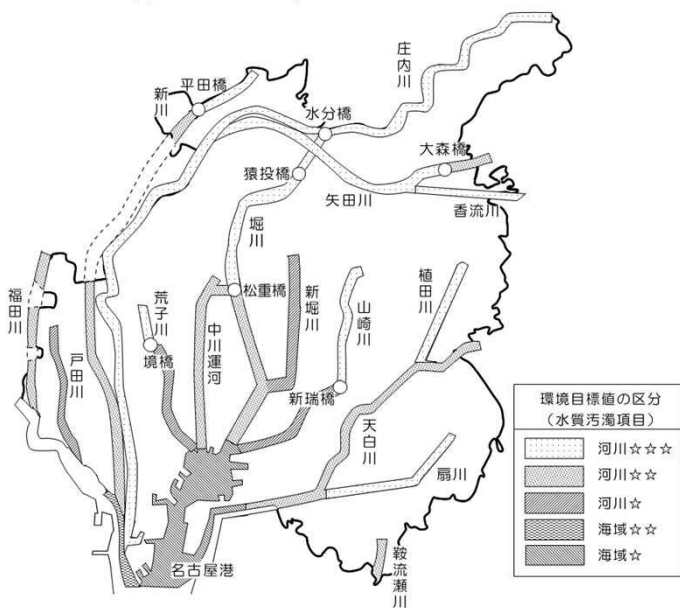
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基本法」に基づき設定されている。



項目 種類	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/ L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ L以上	—

環境目標値

「環境基本条例」に基づき、「市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値」として設定されている。河川の環境目標値は、以下のように水域ごとに★～★★★★の3段階で設定され、その水域に流入する公共用水域（ため池を除く）も同じ目標値となる。



項目	河川		
	☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っただけで遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/L以下	5 mg/L以下	8 mg/L以下
浮遊物質 (SS)	10mg/L以下	15mg/L以下	20mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L以上		3 mg/L以上
ふん便性大腸菌群数	1000個/100mL以下	-	-
全亜鉛	0.03mg/L以下		
ノニルフェノール	0.002mg/L以下		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05mg/L以下		

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。値が大きいほど汚濁の度合いが高いことを表す。BOD75%値は、測定したBODのデータを数値の小さい順に並べて「データの数×0.75」番目にあたる測定値のことで、環境基準や環境目標値の達成状況を評価するときに使用する。

DO (溶存酸素量)

水中に溶解している酸素の量を表す。一般的に、DOが3mg/L以下となると魚の生息が困難であると言われている。

合流式下水道

生活排水などの汚水と雨水を同じ管で集める下水道の方式。雨水は汚水と一緒に水処理センターに送られて処理されるが、雨量が増加し一定量を超えると、路面など街の汚れや汚水の一部を含んだ水が直接河川へと放流される。

分流式下水道

生活排水などの汚水と雨水を別々の管で集める下水道の方式。汚水は、水処理センターまで運ばれ処理された後河川へ放流し、雨水は、河川へ放流される。

★ 生物に関する用語

絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生生物。名古屋市では絶滅のおそれのある野生生物を絶滅の危険性の程度に応じてカテゴリー(ランク)付けした「名古屋市版レッドリスト」を公表している。

特定外来生物

外来生物のうち、生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので「外来生物法」で指定されている生物種。

レッドリスト カテゴリー (ランク)	
絶滅 (EX) 名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種	
絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA類 (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類 (EN) ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT) 存続基盤が脆弱な種	
情報不足 (DD) 評価するだけの情報が不足	
地域個体群 (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	